

平成22年度レギュラトリーサイエンス新技術開発事業
お問い合わせに対する回答

応募要領15に記載されているとおり、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項以外のお問い合わせに対する回答については、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答内容をホームページにて広く周知させていただくこととしています。

平成22年7月5日までにあったお問い合わせと回答は以下のとおりです。

Q. 競争的研究資金と同様に、間接経費を計上することができるのか。

A. レギュラトリーサイエンス新技術開発事業では、間接経費の計上を認めていません。間接経費の代わりに一般管理費を計上することができますが、一般管理費は間接経費と比べて使途が限定されますので、ご注意ください。

Q. 経費として研究員の海外旅費を計上することができるか。

A. 提案する試験研究課題の目的に照らして当該情報収集、現地調査が真に必要な場合には、そのための旅費を計上することができます。なお、海外旅費を計上する場合は、研究員旅費の欄に国内の旅費との合計額を記入してください。

Q. 共同提案の場合の契約書がホームページに掲載されていないが、どのような形式になるのか。

A. 共同提案の場合の契約書は連名の契約書となります。仮に共同提案する試験研究機関がA、B、C、・・・の場合、A(乙)、B(丙)、C(丁)、・・・のように契約者名を列記することになります。乙となる試験研究機関には、試験研究課題の報告書の取りまとめ、実績報告書等の経理書類の取りまとめを行っていただくこととなります。また、委託費の限度額は乙、丙、丁、・・・のそれぞれの金額を記載しますので、試験研究機関間での委託費の流用はできません。(共同提案の場合の契約書(案)をホームページに掲載いたしました。(7月6日))

Q. 成果を海外の学会等で発表することは可能か。

A. 契約書(案)第35条に記載してあるように、試験研究の成果を公表する場合には、契約期間にかかわらず、その方法や内容等について消費・安全局に協議し、承諾を得ていただく必要があります。

Q. 提案書（様式）の表紙について、共同提案により応募する場合、研究総括者が所属する研究機関の代表者氏名、共同提案者の代表者氏名にはそれぞれのレベルの者を記載すればよいか。

A. それぞれの試験研究機関において契約する際の代表者の氏名（代表権者名）を記入してください。

Q. 提案書（様式）の様式4の財務状況を記載する欄について、提案者が学校法人の場合、当期純利益、資本金には何を記載すればよいか。

A. 当期純利益の欄には当年度帰属収支差額を、資本金の欄には「該当無し」と記載してください。

Q. 共同提案により応募した場合、契約書の押印は全ての者が行うこととなるのか。

A. 共同提案する全ての試験研究機関の代表者印が必要です。契約書（案）（共同提案による応募の場合）をご覧ください。